

令和6年度事業について(報告)

「一般就労・定着に向けた支援力向上研修」の実施

目的:実務経験のある支援者(職場適応援助者養成研修修了相当)に対し、さらなる支援力の向上を図る。

実施内容(実績)

受講者の声(受講後アンケートより)

	1回目	2回目	3回目	
日時	8月6日	11月8日	2月26日	
会場	大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター)	フェニーチェ堺	豊中市立文化芸術センター	
プログラム	講義1	就労選択支援(就労アセスメント等)の最新情報		
	講師	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 就労選択支援専門官 鈴木 大樹 氏		
	講義2	地域連携・一般就労へのアセスメントについて ～就労の開始・継続段階の支援における地域連携の実践に関するモデル事業から見てきたこと～		
	講師	NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター 城 貴志 氏 社会福祉法人 あすこみっと 河尻 朋和 氏		
	グループワーク1	就労選択支援事業を通して自身の事業所の就労支援力の向上や地域連携をどう考えるか		
	講義3	就労定着支援の好事例		
	講師	社会福祉法人 加島友愛会 Link 玉城 由美子 氏	NPO法人 クロスジョブ クロスジョブ鳳 徳谷 健 氏	すいた障害者就業・生活支援センター 内藤 祐輔 氏
	グループワーク2	就労定着支援のあるべき姿とは？		
参加者数	62名	51名	54名	

- 就労アセスメントの重要性を再認識した。
- 地域連携に関しては理想的ではあるが、現実とのギャップも少し感じた。
- 就労系サービスを担う者として、改めて就労系各サービスの内容、対象者といったところを見直し、来たるべき就労選択支援事業に向けて、地域が面として機能し、本人により良い選択がなされるよう、準備を進めていきたい。
- モデル事業で見えたことが聞いて良かった。就労選択支援事業が始まる前に、地域の資源を把握することや、関係機関それぞれが就労選択支援に思うことなど、取り組みやすくするための話し合いが必要だと思った。
- 就労支援や定着支援の取り組みについて、他事業所の事例が聞いて参考になった。
- 同じ就労関係でも、種別が異なれば立場は様々であるため、色々な意見が聞いて良かった。

令和7年度事業について

目的

福祉施設からの一般就労への移行及び就労定着の促進のため、就労選択支援の効果的な実施をめざす。

課題

- 就労選択支援の実施者をはじめ、関係機関が就労選択支援の目的や意味を十分に理解する必要がある。
- 地域の実情に応じて、持続可能性のある、より有機的な多機関連携体制の在り方を検討し、構築する必要がある。

【参考:第7期障がい福祉計画】 ※いずれもR8目標

- 福祉施設からの一般就労への移行者数:3,142人(R3実績の1.28倍)
- 利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所:6割
- 就労定着支援事業の利用者数:1,781人(R3実績の1.41倍)
- 就労定着支援事業所の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分

実施内容

1. 就労選択支援の理解を深めるための研修

就労選択支援が創設された経緯、目的、サービスの流れ等、制度の理解を深めるための研修動画を配信する。

- ▶ 受講対象者:関係機関すべて(市町村、計画相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、支援学校等教育機関、医療機関、ハローワーク、障害者職業センター、企業等)
- ▶ 方法:動画配信

2. 就労選択支援のモデル実施

府内の都市部及び地方において就労選択支援を試行的に実施

作業場面等を活用した状況把握(アセスメント)や、多機関連携によるケース会議を開催し支援を行う場合のノウハウや課題等を把握・分析する。

3. モデル実施の報告会

上記2の実施者や関係者から、モデル実施を通じて得られた効果や課題を講義形式で報告する。府域全体への横展開を図る。

【実施スケジュール(イメージ)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 研修	講義動画撮影		動画配信									
2. モデル実施	対象者等の選定			アセスメント・多機関連携会議の実施			課題等の整理			-		
3. 報告会	-									会場開催	動画配信	

参考

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改定)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

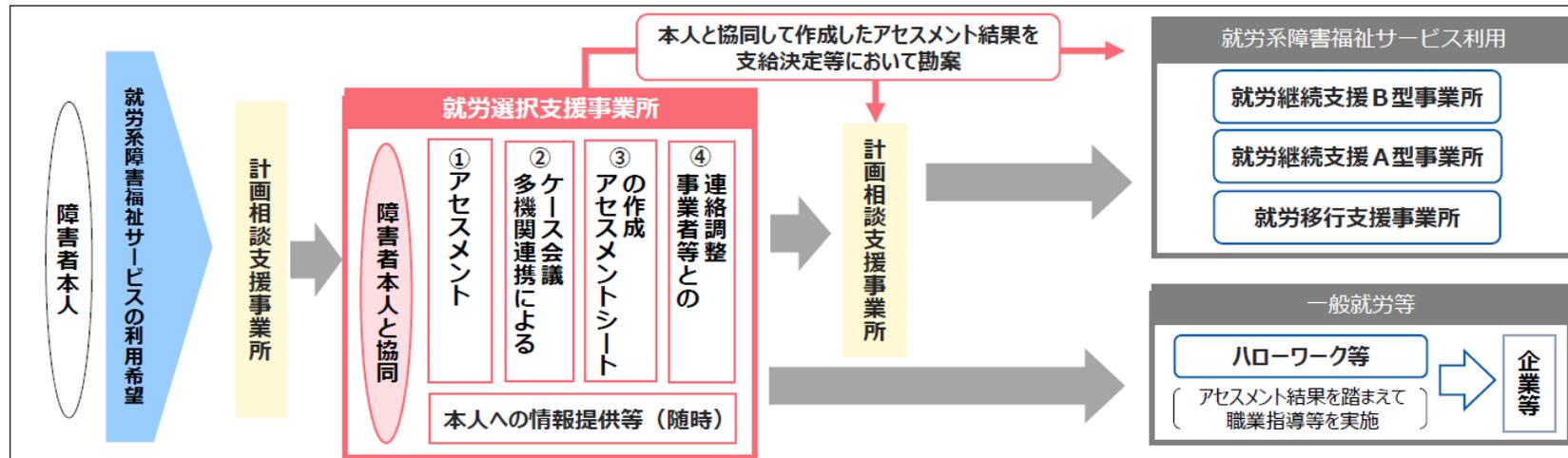
- **就労選択支援サービス費** 1,210単位/日
 - **特定事業所集中減算** 200単位/日
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- **原則1か月** 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



参考

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改変)

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員 15 : 1以上**
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績（注）が通算5年以上あることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

（注）「障害者の就労支援分野の勤務実績」は、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）



特別支援学校等における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

参考

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

